とやまＧＡＰ農場点検シート

自己点検年月日：平成　　年　　月　　日

点検者：

二者点検年月日：平成　　年　　月　　日

点検者：

再点検年月日：平成　　年　　月　　日

点検者：

【評価の基準】

○：適正に管理されており改善の必要がないもの

△：潜在的なリスクや部分的な欠陥があり改善を要するもの

×：規範から逸脱しているか差し迫ったリスク（BAP）があり、速やかに改善を要するもの

注：規範項目、取組事項が自らの農場管理に該当しない場合は、点検結果を「該当外」として「ー」を表記（対策は不要）

改善の目安（優先度）

重要度	現状分析結果	改善の優先度
必須	×	直ちに改善が必要
必須	△	速やかに改善が必要
重要	×	速やかに改善が必要
重要	△	改善が必要
推奨	×	改善することを推奨
推奨	△	
必須	○	改善は不要 ※現状の維持に努める
重要		
推奨		

必須：法令等に基づき必ず実施しなければならないもの
重要：実施すべき重要なもの
推奨：実施することが望ましいもの

規範No:『規範項目』＜目的（作物区分）＞　重要度	取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×（BAP）の可能性があります。
		自己	ニ者	コメント		改善期限	
1：『ほ場の位置・面積等に係る記録の作成』　＜安全（共通）＞　重要							
	・全てのほ場やハウス等の施設について、管理台帳等を整備している。						・ほ場や施設の呼び名や番号が決められていない。 ・一覧表や地図が作成されていない。 ・ほ場や施設の情報が最新のものではない。
	・危機対応についてのマニュアルや緊急時の連絡先一覧を作成している。						・対応マニュアルが作成されていない ・マニュアルは作成したがどこにあるかわからない。 ・緊急時の連絡先一覧の情報が最新のものではない。
	・台帳、地図、図面に整理した情報は、事務所や作業場に掲示するなどにより、作業員全員で共有し、作業の打合せなどに活用している。						・作業者全員が管理台帳の設置場所を把握していない。 ・ほ場等地図が皆が見れる場所に掲示されていない。
2：『登録種苗の適切な使用』　＜安全（共通）＞　**必須**							
	・農作物の種子や果樹の枝（穂木、剪定枝等）を、許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出していない。						・使用する種苗が育成者権が保護されている品種であるか確認していない。 ・育成者権が保護されている種苗について、権利者の許諾を得ずに譲渡した。 ・権利が保護されている農作物の種苗を県外、国外へ持ち出した。
	・契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従っている。						・契約内容をよく理解していない。 ・契約で禁止されている作目の自家増殖を行った。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
３：『危険な農作業等の把握及び改善』　＜労働（共通）＞　重要						
・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握している。						・危険箇所や危険な作業等のﾋﾔﾘﾊｯﾄが記録･共有されていない。 ・作業受託を行うにあたって、委託者から危険箇所等の情報収集を行っていない。
・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備し、意識を保っている。						・ﾋﾔﾘﾊｯﾄの対応について検討・対応が行われていない。 ・機械の作業手順の流れ図がない。 ・作業にかかわるルールが決められていない。
・事故の危険性が高い箇所は、安全に作業できるよう必要な整備を行っている。						・危険な場所を示す表示が目立たない、表示が汚れている等、わかりにくい。 ・明らかに危ない場所や機械に柵やカバーの設置等の安全措置がとられていない。
・暑熱、寒冷、粉塵、騒音、振動、照度等の作業環境に応じて安全な作業が確実に実施できるよう対策を講じている。						・１年の間に作業環境の点検を行っていない。 ・作業内容に応じた防護服や安全用具が整備されていない。
・作業姿勢や重量物取扱いへの配慮に取り組んでいる。						・負担が大きい作業を一人で行っている(補助者がいない)。
４：『危険を伴う作業に対する制限』　＜労働（共通）＞　重要						
・余裕をもった作業計画を立てている。						・作業計画がなく、作業時間、終了時間が毎日異なる。 ・作業計画に基づかない、無理な作業を行っている。
・１日あたりの作業時間を設定し、定期的に休憩をとっている。						・休憩時間が設定されていない。
・定期的な健康診断の受診等、健康管理に取り組んでいる。						・定期的な健康診断を受けていない。 ・検診で異常が見つかっても精密検査をしていない。 ・健康診断を受けたことがない人がいる。
・高齢者・女性・年少者への配慮を徹底している。						・未熟練者への研修等が行われていない。 ・年少者に危険な作業を行わせている。 ・高齢者や女性へ配慮した作業分担がされていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
5：『保険への加入・免許の取得』　＜労働（共通）＞　必須						
・死亡やけがに備えて、労災保険(労働者災害補償保険)等へ加入している。						・労災保険に加入していない。 ・傷害共済等に加入していない。
・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入している。						・自動車保険に加入していない車がある。
・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入している。						
・機種に応じた運転免許を取得し、さらに機種によっては講習等を受講している。						・必要な免許を取得していない。 ・必要な講習を受けていない。
・機種に応じたナンバープレートを取得している。						・公道をナンバープレートのない機械で走行している。
6：『機械の安全装備と点検・整備』　＜労働（共通）＞　重要						
・機械導入時に、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を確認している。						・検査合格証票、安全鑑定証票がどこにあるかわからない。
・中古機械導入時に、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認している。						・整備済であるかを確認せずに購入した。 ・取扱説明書がどこにあるかわからない。
・機械等において指定された定期交換部品を交換している。						・機械や器具に不具合があるが点検・調整していない。 ・始業前に点検を実施していない。
・作業前の整備・点検・修理を習慣づけ、必ず実施している。						・定期交換部品の交換計画を立てていない。 ・いつ、どの部品を交換したかの記録がない。
・安全に出入りができ、機械等の点検・整備が行える格納庫を整備している。						・運転日誌による管理を行っていない。 ・点検日や修理の内容についての記録がない。 ・1年以上点検していない機械・機器がある。
・保管時は、機械等の昇降部を下降し、鍵はしっかり管理している。						・格納庫が狭く、余裕がない。 ・格納庫の照明が暗い。 ・格納庫が道路に面しているが、カーブミラーを設置するなどの安全対策をとっていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
7：『操作マニュアル等に基づく機械等の適正な使用』 ＜労働（共通）＞ 重要						
・機械等の取扱説明書は熟読し、きちんと保管している。						・説明書を読まずに機械・器具の操作を行っている。 ・説明書がどこにあるかわからない。
・作業機械については、動力遮断方法など、実際の緊急時の対応について、しっかり確認し、事故のないよう適切に取扱っている。						・作業機械の動力遮断方法や適切な取扱いについて、未習熟者への研修を行っていない。 ・安全フレーム、安全キャブ等が装着可能であるにもかかわらず装着していない。 ・エンジン始動時や発進時の安全確認をしていない。
・脚立やはしごの使用時は、足の接地面の安定化を図るとともに、脚立の固定金具を確実にロックしている。						・使用場所の安全を確認していない。 ・脚立を折りたたんだまま使用することがある。 ・固定金具が壊れている。
・鎌などの農具についても、作業者や周囲の人に危被害を与えないよう注意して使用している。						
8：『安全作業のための服装や保護具の着用』 ＜労働（共通）＞ 重要						
・各作業に適した服装を着用している。						・各作業に必要な服装や保護具が整理されていない。 ・上記について、作業員に周知されていない。 ・必要な防護装備が揃っていない。
・その日の天候や作業環境を考慮した服装等を選んでいる。						・夏場に帽子をかぶる等の暑熱対策を行っていない。 ・冬場の作業用に防寒着、防寒手袋等を準備していない。
・必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用している。						・作業に必要な保護具が揃っていない。 ・保護具はあるが作業時に装着していない。 ・保護具の保管場所が決まっていない。
・粉塵・飛散物が発生している場合は必ず保護めがねやマスクを着用している。						・作業時に必要な防護用品が揃っていない。 ・マスクの保証期限を確認していない。 ・取替式マスクのフィルターを何度も使っている。 ・使い捨て資材を水洗いし、再利用している。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
9：『効率的なエネルギー使用』 ＜環境（共通）＞ 推奨						
・電力や燃料等を消費している機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を実施している。						・トラクター、コンバイン等のエンジンの保守点検を行わなかった。 ・乾燥機の使用前に保守点検を行わなかった。 ・バーナーや乾燥部のゴミやススを取り除いていない。
・必要以上の加温、保温又は乾燥を行わないなど、適切な温度を検討し、それに向けた管理を実施している。						・作型や外気温に関係なく、設定温度を一定にしている。 ・早朝や降雨後に稲等の収穫を行った。 ・乾燥機に穀物を張り込む量が少なかった。 ・乾燥機の穀物量ダイヤルを調整していない。
・機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を実施している。						・機械作業の計画を立てていない。 ・1日作業可能日数や期間中作業可能日数を超えた計画を立てている。
・不要な照明は消灯するなど、電力消費を削減している。						・照明を消し忘れることがある。 ・作業終了後に機器類の電源を落としているかの確認を行っていない。
・施設、機械等の更新時には、可能な範囲でエネルギー効率の良い機種を選択している。						・作業内容や経営規模に合った機械を導入していない。 ・パンフレットに省燃費等の記載がなかった。 ・更新時に燃費等を確認せずに購入した。 ・前の機種より燃費の劣る中古機械を購入した。
10：『周辺環境からの農地汚染の防止』 ＜安全（共通）＞ 重要						
・農地への汚染水の流入がないか確認している。						・汚染の有無について情報収集をしていない。
・農地や隣接地に汚染源となる資材等が放置されていないか確認している。						・堆肥置場に屋根や排汁溝が設置されていない。 ・ほ場や水源の近くに農薬の空き容器等が放置してある。
・農地及び水源への野生動物の侵入等による汚染が無いことを確認している。						・汚染の有無について情報収集をしていない。
・上記の確認で問題が確認されたときは、汚染の除去に努め、除去されるまでは、農地を使用しない。						・汚染減の除去や抑制対策を行っていない。 ・対策後、汚染源の除去状況を確認せずに作付した。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
11：『有害物質を含む資材からの農地汚染の防止』 ＜安全・環境（共通）＞ **必須**						
・放射性セシウム汚染の恐れのある堆肥・土壌改良資材・培土は使用していない。						・購入の際、販売業者、譲渡者に確認を行っていない。 ・証明書や確認事項について保存や記録をしていない。
・汚泥を原料としている肥料等は、原則として水田に施用していない。						・汚泥肥料を毎年継続して水田に施用している。
・汚泥肥料を畑、樹園地、牧草地に施用している際には、県内産のものとし、年間10aあたり500kg(現物)を上限としている。						・産地や成分のわからない汚泥肥料を使用している。
12：『土壌の流出防止』 ＜環境（共通）＞ 推奨						
・被覆作物を活用している。(草生栽培を含む)						・畦畔、法面等が崩壊し、土壌の流出がある。 ・法面保護のための対策を行っていない。
・風向等を考慮した耕うんや畦立を実施している。						・畝立ての際、ほ場への風向きを確認していない。 ・土壌の飛散や飛砂が起こっている。 ・風の強い日でも耕耘作業を行っている。
・堆肥の施用等により土壌の透水性を改善している。						・土壌がやせていて、透水性、保水性が悪い。 ・土壌流出防止のための畝等が設置されていない。 ・計画的な有機物施用が行われていない。
13：『有機物の施用等による適切な土づくり』 ＜環境（共通）＞ 重要						
・土壌診断により土壌の状態を把握している。						・土壌診断したことがない。
・堆肥や緑肥等の積極的な施用により土壌への有機物の供給に努めている。						・土壌の状態に応じた有機物の施用計画がない(施用していない)。
・ケイ酸質資材等の土壌改良資材を積極的に施用している。						・土壌の状態に応じたケイ酸質資材等の土づくり資材の施用計画がない(施用していない)。
14：『完熟堆肥の使用』 ＜安全・環境（共通）＞ 重要						
・堆肥は完熟しているものを選んでいる。						・未熟堆肥を施用した。 ・堆肥の成分等を把握して使用していない。
・堆肥購入の際には、原料・処理方法・分析結果等を確認している。						・購入した堆肥の原料がわからない。 ・分析結果を確認または、施用にあたって参考にしていない。
・堆肥を生産している場合は、発酵期間を十分にとり、しっかり完熟させるよう切り返し等を適切に行っている。						・堆肥に水気が多い。 ・生糞のにおいや強いアンモニア臭がするなど、未完熟の堆肥になっている。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
15：『土壌の状況を踏まえた適正な施肥（基肥）』 ＜安全・環境（共通）＞ 重要						
・地域の土壌条件に応じた施肥基準に則し、ほ場ごとの基肥の施肥設計を作成している。						・土壌診断を数年以上行っていない。 ・ほ場ごと、作目ごとの化学肥料、有機質肥料、土壌改良資材等の施用に関する計画を立てていない。
・土壌診断に基づく適正な基肥を施用している。						・県やJAの栽培暦等の情報を入手していない。 ・施肥管理計画、実施した施肥が県やJAの施肥基準よりも過剰である。
・局所施肥や肥効調節型肥料など利用効率の高い施肥法を活用している。						・生育ステージにあわせた肥料の施用や局所施用、肥効調節型肥料等の施用を検討したことがない。 ・局所施肥や肥効調節型肥料など、施肥方法に応じた減肥をしていない。
16：『代かき後の濁水や農薬の流失防止』 ＜環境（水稲）＞ **必須**						
・水田の代かき後の濁水の流出を防止している。						・代掻き前に、畦畔や排水口等の崩壊状況を確認していない。 ・代掻きの際は深水にしがちである。 ・代掻き後すぐに落水した。
・水田からの農薬流出を防止している。(散布後1週間程度は止水・湛水状態を保つ)						・農薬散布時、水口・水尻を閉めていない。 ・水尻が低めであり、降雨や強風の際、水があふれる可能性がある。 ・天気予報(大雨や強風)を確認せずに散布を行っている。
17：『気象や生育状況を踏まえた適正な追肥』 ＜安全・環境（共通）＞ 推奨						
・地域の土壌条件に応じた施肥基準に則し、ほ場ごとの追肥の施肥設計を作成している。						・土壌診断を数年以上行っていない。 ・ほ場ごと、作目ごとの化学肥料、有機質肥料、土壌改良資材等の施用に関する計画を立てていない。
・生育診断の結果や気象条件等を勘案した効果的・効率的な追肥を施用している。						・県やJAの栽培暦等の情報を入手していない。 ・施肥管理計画、実施した施肥が県やJAの施肥基準よりも過剰である。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
18：『種子消毒廃液と消毒済み種子の適正処理』 ＜安全・環境（主穀作）＞ **必須**						
・種子消毒の廃液は、適切な方法で処理している。						・種子消毒の手順を記載したマニュアルがない。 ・塩水選を行わなかった。 ・種子消毒剤の登録内容(希釈倍率、水温、浸漬時間等)どおりに処理を行わなかった。
・消毒済み種子は、購入後間違えないようにしっかりと表示・保管している。						・廃液を排水路や河川等に流入の危険性がある場所に廃棄している。 ・適正な廃液処理を行わず、排水路にそのまま廃棄した。
・播種が終わったら、余った種子は速やかに廃棄処理をしている。						・消毒済種子と同じ場所で食用の米を保管している。 ・消毒後の籾袋等に処理済みである旨の表示をしていない。
19：『有害鳥獣による農作物被害の防止』 ＜環境（共通）＞ 推奨						
・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践している。						・集落で鳥獣対策の検討を行っていない。 ・集落内に放任している果樹がある。 ・収穫残渣をほ場等に放置している。
・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施している。						・被害防止対策を講じているが、鳥獣による農産物被害がなくならない。 ・被害防止対策を行う計画がない。
20：『安全な草刈りの実施』 ＜環境・労働（共通）＞ 重要						
・作業安全の確保のため、草刈りの前に現場の状況を把握している。						・周辺の状況を把握せずに草刈りを行なっている。
・防護具を着用し、安全な操作方法で草刈機を活用している。						・ゴーグル等の防護具を着用していない。 ・エンジンを切らずに絡まった草を取り除いている。
・刈った草を用排水路に流していない。						・刈った草を用水に流している。
21：『病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり』 ＜安全・環境（共通）＞ 推奨						
・雑草地からほ場への害虫の侵入防止に配慮した適期適切な草刈りを実施している。						・除草作業計画を立てていない。 ・雑草が種ができる状態まで生えていた。
・秋起こしなどにより、病害虫の発生源となる植物を除去している。						・稲刈り後、秋起こしを実施していない。
・輪作体系に取り組んでいる。						・防除は専ら農薬に頼っており、輪作体系を組んでいない(作付計画がない)。 ・抵抗性品種や台木等の利用をしていない。
・畦畔には雑草が発生しないようにカバープランツを植栽している。						

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
22：『農薬と他の防除手段を組み合わせた防除』 ＜安全・環境（共通）＞ 推奨						
・化学農薬だけでなく、他の防除手段も組み合わせた防除を行っている。						・農薬による防除しか行っていない。 ・耐病性の高い品種を選ばなかった。 ・カメムシ対策としての除草は草刈りでなく、除草剤を使用した。
・病害虫や雑草が、化学農薬への耐性を強めないように、同一の農薬の連用は避けている。						・同じ農薬を何度も使うことが多い。 ・ローテーション防除の計画を立てていない。 ・同一作用機構の農薬がどれとどれかわからない。
23：『適時適切な防除の実施』 ＜安全・環境（共通）＞ 重要						
・発生予察情報や防除特報などにより、病害虫の情報を入手している。						・病害虫発生予察情報を見たことがない。 ・予察情報に基づいた防除を実施していない。 ・JAや農林振興センターの情報を見なかった。
・防除時期が近づいたら、ほ場をよく観察し、病害虫の発生状況を把握している。						・病害虫の発生状況を確認していない。 ・病害虫を確認したが対応を行っていない。
・病害虫の情報や発生状況に基づき、防除が必要かどうかを検討し、タイミングを逃さずに実施している。						・麦の生育を把握しておらず、適期防除ができなかった。 ・赤かび病防除を実施していない。
24：『使用農薬の適切な選択』 ＜安全・環境（共通）＞ **必須**						
・使用している農薬の登録番号を必ず確認し、登録のない資材は選んでいない。						・ラベルの記載内容を確認せずに農薬を使用した。 ・「非農耕地専用除草剤」を農耕地に散布した。
・容器や包装に表示してあるラベルで、栽培している作物に適用があることを必ず確認している。						・無登録農薬を使用した。 ・古い農薬を使用したが、インターネット等で登録が有効かを確認しなかった。
・防除暦等を確認し、推奨されている農薬を選択している。						・防除暦等の情報は見ていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（〇△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
25：『防除器具等の十分な点検と洗浄』 ＜安全・環境（共通）＞ 必須						
・使用前に、防除器具がしっかりと洗浄されていることを確認している。						・散布機の整備を1年以上していない。 ・整備・修理の記録が保管されていない。 ・前の散布の残液が中に残っていることがある。
・使用後は、速やかに防除器具の洗浄を行っている。						・農薬の残液を入れたままにしていたことがある。 ・農薬散布後に防除器の内部を洗浄せずに、次の散布を続けて行ったことがある。 ・ノズルやホースの内部の洗浄を行っていない。
・洗浄水は河川、下水道等に流入しないよう配慮している。						・洗浄水を排水路や河川等に廃棄している。 ・排水路や河川等に流入の危険性がある場所に廃棄している。 ・生活空間や人に影響を与える可能性がある場所に廃棄している。 ・作物が吸収する可能性がある場所に廃棄している。
26：『農薬使用時の使用量・時期・回数等の遵守』 ＜安全・環境（共通）＞ 必須						
・農薬を使用する前に、ラベルをよく読み、内容を確認し、記載されている内容や注意事項に従って、散布を行っている。						・慣れた薬剤は調製の際にラベルを確認していない。 ・希釈倍率や使用量を確認せずに薬剤を調製した。 ・これまでの当該農薬の使用回数、成分回数を確認せずに使用した。 ・魚毒性やミツバチへの影響を確認せずに使用した。 ・揮発性や刺激性、防護服やマスク等の着用の必要性を確認せずに使用した。
・名称や形状が似た作物については、適用作物であることを十分確認している。						・該当の作物の名前はなかったが、同じ仲間の作物に登録があったので散布した。
・農薬を使用した時期や量について、ほ場ごとに記録を作成・保管している。						・使用記録をつけていない品目がある。 ・ほ場外(除草剤等)の農薬使用記録をつけていない。 ・下記の①～⑦の項目のうち、記録に抜けている項目がある。 ①使用年月日 ②使用した場所、面積 ③使用した作物 ④使用目的(対象病害虫等) ⑤使用した農薬名 ⑥使用した農薬の使用量、希釈倍数 ⑦作業者名

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度						【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		
	自己	ニ者	コメント		改善期限	
27：『農薬の使用残の発生防止』 ＜安全・環境（共通）＞ 重要						
・農地の面積から必要な散布量を計算し、薬液が残らないように散布液を調製している。						・散布後、農薬を余らせることがある。 ・散布面積や作物の生育状況にかかわらず、薬液は毎回同じ量を準備している。
・適正な希釈率で行うため、目分量はやめて、計量カップや台秤などの計量器具を使用して正確な量を量っている。						・正確に分量を量れる計量カップやはかりがない。 ・計量器具が農薬専用となっていない。
・散布液を適量散布できるように、散布の際の速度と、使用した散布液の量を確認・調整し、使用残を出さないようにしている。						・散布面積を基準に計算して薬液を調合しなかった。 ・使用残が出たため、隣のほ場に散布した。 ・使用残が出たため、ほ場の1か所に再散布した。
28：『近隣住宅等への農薬散布の周知と農薬飛散防止』 ＜環境・労働（共通）＞ 重要						
・農薬を散布するときには、事前に周辺住民に対して、十分な周知を行っている。						・近隣住民への周知を行わなかった。
・散布にあたっては、通学時間帯を避けるなど、周辺住民に健康被害のない散布時間を設定している。						・散布当日の気象条件を確認しなかった。 ・風が強かったが散布を行った。 ・通学・通勤時間帯に散布を行った。
・散布時には、立て看板等により周辺住民等が立ち入らないよう配慮している。						・散布中、誰でもほ場に入れる状態であった。 ・人が立ち入らないように注意を払わなかった。
・規範項目29に基づき、農薬の飛散防止措置を講じている。						・粒剤等のドリフトしにくい薬剤を選択する等の工夫をしていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
29：『周辺作物への農薬の飛散防止』 ＜安全・環境（共通）＞ 必須						
・周辺作物の栽培者に対して、事前に使用農薬等について連絡している。						・周辺の状況に配慮した散布を行っていない。 ・周辺ほ場の収穫直前の作物の有無を確認していない。
・無風又は風が弱い天候や時間帯に散布している。						・散布日の天気予報を確認していない。 ・強風時に散布を行った。
・散布時には、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意している。						・ドリフト低減ノズル等を使用していない。
・農薬散布は、病害虫の発生状況に応じ最小限の区域に留めている。						・病害虫の発生動向に関係なく農薬を散布している。
・飛散の少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択している。						・粒剤等飛散の少ない形状の農薬を使用していない。 ・極力周辺ほ場の作物にも登録のある薬剤を使用するよう心がけていない。 ・周辺ほ場の収穫直前に散布した。 ・ドリフトの危険がある範囲を理解していない。
・農薬を飛散させてしまったときは、周辺作物の栽培者等に対して速やかに連絡しているとともに、応急対策等を協議している。						・相手の農業者へ連絡をしなかった。 ・出荷保留等の応急対策を実施しなかった。
30：『カドミウムの吸収抑制』 ＜安全（水稲）＞ 必須						
・出穂期から20日間は、湛水状態を保っている。(田面水の深さを2～3cm程度とし、田面が露出しないよう湛水状態を維持している)						・田面がカラカラにひび割れるまで中干しを行った。 ・出穂前後に落水状態となったほ場があった。 ・漏水しないように畦畔の点検をしていない。
・アルカリ資材の施用により土壌pHを矯正している。						・汚染の恐れがあるがほ場のpH値を把握していない。 ・石灰やようりん等のアルカリ資材を施用していない。
31：『麦類のかび毒（DON・NIV）汚染の低減』 ＜安全（大麦）＞ 重要						
・防除適期を逃さないよう、ほ場を巡回し麦の生育状況を把握している。						・麦の生育を把握しておらず、適期防除ができなかった。
・赤かび病を防ぐために、適期防除を徹底している。						・赤かび病防除を実施していない。
・適期に確実に収穫している。						・麦の生育を把握しておらず、適期防除ができなかっ
・被害粒が多いほ場は別扱いとし、ロットの管理に努めている。						・赤かび被害があったが、別扱いせずに出荷した。
・収穫後は速やかに乾燥しているとともに選別の徹底により被害粒を確実に除去している。						・収穫後、長時間放置した。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度							【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
	取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		
		自己	ニ者	コメント		改善期限	
32：『農薬・燃料等の適切な管理』 ＜安全・環境（共通）＞ 必須							
【農薬】	・1回あたりの購入量を最小限にし、有効期限内に使用している。						・一回で数年分の農薬を購入している。
	・直射日光の当たらない、冷涼・乾燥したところに専用の保管庫を設置し、鍵をかけて管理している。						・農薬が作業所や車庫にそのまま置いてある。 ・保管庫はあるが、直射日光があたる場所である。 ・保管庫はあるが、鍵がかかっていない。 ・保管庫はあるが、誰でも容易に農薬が取り出せる。 ・保管庫の中に農薬以外のものも入っている。
	・容器の移し替えはしていない。						・農薬を他の容器に入れ替えている。 ・容器の破損や漏出によりやむを得ず入れ替えたが、ペットボトルなど違う容器に入れている。
	・毒物または劇物がある場合には保管庫に必要な表示をしている。						・保管庫に危険性を警告する表示がない。 ・保管庫に毒物・劇物の表示がない。
【燃料油】	・燃料油の容器は専用のものを使用し、専用の場所に保管している。						・燃料油を専用の容器に入れていない。 ・車庫や作業所で他の機材と一緒に保管されている。
	・保管場所は、消火器を備え、火気厳禁としているとともに、鍵をかけている。						・周囲に燃えやすいものが置かれている。 ・周囲で火気を使用(喫煙等含む)している。 ・消火器はあるが、使用期限を超過している。
	・こぼれた燃料が周囲の環境を汚染しないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置している。						・基準に応じた防油堤や溝が設置されていない。 ・流出の際、防油堤や溝からあふれる恐れがある。 ・吸着剤等を用意していない。
	・ガソリンを室内で保管しているときには、常に換気している。						・保管場所の格納庫等でガソリンのにおいがする。
	・燃料のそばでは、火花を発する工具等は使用していない。						・燃料保管場所の横に電気のｺﾝｾﾝﾄがある。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
33：『生産資材の使用履歴記帳と記録の保管』 ＜安全（共通）＞ 必須						
・農薬・肥料等の生産資材の購入伝票等を保管している。						・農薬等の購入伝票を保存していない。
・農薬の使用後は、使用した年月日や場所などの情報について、速やかに生産履歴簿に記載している。						・農薬の使用状況の記録がない。
・肥料や土壌改良資材など、その他の生産資材についても、使用後は生産履歴簿やその他の方法により記録を行っている。						・肥料の使用状況の記録がない。 ・播種や定植、収穫の記録がない。
・購入時の伝票や生産資材の使用履歴とともに、作物生育の良否や当該年の気象等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにしている。						・作業日誌を毎日つけていない。 ・記録は付けているが、内容が不十分であり他の記録と突合できない。
34：『農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理』 ＜安全・環境（共通）＞ 必須						
・農業生産活動に伴い発生している廃棄物は、地域の回収処理システム等を利用するなどにより、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。						・ほ場や施設に廃棄物が散乱している。 ・廃棄物の保管場所がない。 ・産業廃棄物管理表(マニフェスト)や委託伝票の記録が保管されていない。
・「不法投棄」や「不法な埋め立て」、「野焼き」は行っていない。						・廃棄物は農場で焼却処分している。 ・廃棄物は埋設処分している。 ・地域の規制を守らずに廃棄している。
35：『作物残さ等の有機物のリサイクル』 ＜環境（共通）＞ 重要						
・作物残さをほ場に還元するなど、土づくりに利用している。(ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除く)						・作物残さが野積みにされている。 ・作物残さを焼却している。
・作物残さを堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途にも仕向けている。						・作物残さを利用する計画がない。 ・自ら堆肥を生産・販売しているが、肥料取締法に基づく届け出をしていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
36：『収穫時等における異品種等の混入防止』 ＜安全（主穀作）＞ 重要						
・収穫前に、ほ場内の異品種や異物の除去を徹底している。						・収穫期のほ場の草刈りを行わなかった。 ・ｸｻﾈﾑが生えたまま稲刈りを行った。 ・ほ場内の異物を除去せずに収穫を行った。
・コンバインや乾燥・調製、搬送設備などの清掃・点検を徹底している。						・品種の切り替え時等、残籾が残っていないかの確認をしていない。 ・設備等の点検・清掃を行う日が決まっていない。 ・点検・整備と清掃の手順が決まっていない。
・施設への野鳥等の侵入防止対策を講じている。						・作業場に扉などがなく、動物が自由に行き来できる。 ・防鳥ﾈｯﾄ等、施設内への侵入を防ぐ対策を行っていない。
・異品種混入を避けるため、計画的に収穫・搬入を進めている。						・収穫するほ場の順番を決める等の作業計画を立てていない。 ・刈取りの間に別品種を刈取っている。
37：『施設の適正な管理・運営ルールの策定』 ＜労働（主穀作）＞ 推奨						
・施設の管理・運営ルールを定め共有している。						・ルールが明確になっていない。 ・ルールはあるが実施されていない。 ・施設の管理者が決まっていない。
・施設の管理者とオペレーターの役割を明確にしている。						・管理者とｵﾍﾟﾚｰﾀｰで話し合いが行われていない。 ・ｵﾍﾟﾚｰﾀｰの資質向上の為の研修の機会がない。
・施設での機械操作や緊急時の対応マニュアルを整備している。						・ﾏﾆｭｱﾙが必要な際に保管場所がわからない人がいる。 ・緊急時の連絡先リストを整備していない。 ・ﾋﾔﾘﾊｯﾄの事案について作業記録をつけていない。 ・ﾋﾔﾘﾊｯﾄの事案の対応方法を検討していない。
38：『米穀等の清潔で衛生的な取扱い』 ＜安全（主穀作）＞ 必須						
・米穀や麦等の収穫後は、適時・適正な乾燥を行うなど、温度や湿度の管理、その他必要な措置を通じ、腐敗・変敗等を防止している。						・収穫後、すぐに乾燥せずに、長時間放置した。 ・穀温の監視・記録を定時に行っていない。 ・貯蔵庫や倉庫内の温度・湿度の管理をしていない。 ・フレコンバッグを床に直に置いている。
・米穀や麦等を取扱う乾燥調製や貯蔵のための施設は、清掃及び適切な補修により、常に清潔で衛生的な状態に保っている。						・水分計等計器類の精度の確認・調製を行っていない。 ・サイロ内や昇降機に埃が溜まっている。 ・ネジや部品等を含む、機器の損傷がある。 ・燃油や潤滑油等の漏れがある。 ・フレコンバッグに破れがある。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度						【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		
	自己	ニ者	コメント		改善期限	
39：『農産物等の誤表示の防止、荷姿の遵守』 ＜安全（共通）＞ **必須**						
・玄米及び精米、生鮮食品については、JAS法に基づき「名称」等の必要事項を表示している。						・玄米および精米で下記の①～⑤の項目のうち、表示から抜けているものがある。 ①名称 ②原料玄米 ③内容量 ④精米(調製)年月日 ⑤販売者の氏名または名称、住所および電話番号 ・野菜等の生鮮食品において、下記のどちらかの項目が表示から抜けている。 ①名称 ②原産地
・加工品の製造・販売についても、加工品について定められた表示事項を適切に表示している。						・加工食品において、下記の①～⑥の項目のいずれかが一括表示から抜けている。 ①名称 ②原材料名(食品添加物含む) ③内容量 ④賞味期限(または消費期限) ⑤保存方法 ⑥製造者等 ・上記の項目が一括表示されていない。
・生産組合や市場・実需の要望を踏まえた荷姿を遵守している。						
40：『用途限定米穀の適切な保管・販売』 ＜安全（水稲）＞ **必須**						
○用途限定米穀について、 ・定められた用途以外に使用、又は使用する目的で出荷・販売していない。						・用途限定米穀を主食用として販売してしまった。 ・高く買ってくれる業者に用途はわからないが販売した。 ・用途限定米穀であることを従業員に周知していない。
・保管する時は用途ごとに保管し、用途が明らかになるような表示をしている。						・用途限定米穀と主食用の米を同じ区画に保管している。 ・包装ごとに用途を記した票せんを掲示していない。 ・表示を行っているが、皆にわかるようになっていない。
・販売するときは、包装等に用途を示す表示をしている。						・販売時に包装・容器に用途を示す表示をしていない。
・販売するときに、定められた用途に確実に使用することを確認している。						・販売先の米がどのような用途に使われるのかわからない。 ・契約事項に用途や、転用禁止及び違反した場合の違約措置を定めていない。 ・出荷・販売した用途限定米穀が用途外使用されたことがわかったが、県へ連絡しなかった。 ・取引記録の作成、証拠書類の保管がされていない。
○食用不適米穀についても同様に、用途以外の出荷・販売をしていない。						・食用不適米穀の保管場所を他の米と明確に区分していない。 ・はい票せんによる表示をしていない。 ・食用不適米穀であることが従業員全員に周知されていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（〇△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
41：『農産物の取引に関する記録の作成・保存』　＜安全（共通）＞　必須						
・農産物の取引について、品名や数量、取引先名などの記録を作成している。						・米の出荷の際に、集荷業者等から必要事項が記載された伝票を受け取っていない。
・作成した記録については、販売後一定期間保存している。						・出荷伝票などの記録がない。 ・受領した伝票や、発行した伝票の控えを保存していない。
42：『飼料製造・販売に関する届出』　＜安全（飼料作物）＞　必須						
・飼料販売業者等の届出が必要か確認している。						・届出が必要であるか確認していない。
・必要な場合は、届け出ていることを確認し、速やかに届出を行っている。						・届出が必要であるか確認していない。 ・届出が必要だが、届出を行っていない。
・飼料製造管理者の設置が必要か確認し、設置が必要な場合は、速やかに設置している。						・飼料製造管理者の設置が必要か確認していない。 ・飼料製造管理者の設置が必要であるが、届出を行っていない。
・省令に定められた製造方法等の基準や成分の規格に準拠して製造している。						・製造方法等の基準を確認して、製造していない。 ・成分の規格を確認して、製造していない。
43：『飼料製造に関する記録の作成・保存』　＜安全（飼料作物）＞　必須						
・製造等について、帳簿を作成し、その都度記載している。						・製造・販売時に記帳する帳簿を作成していない。 ・製造台帳に製造の都度記載をしていない。
・帳簿は8年間保存している。						・帳簿を8年間保存していない。 ・帳簿の保管場所がわからない。
44：『飼料成分を考慮した施肥及び草種構成』　＜安全・環境（飼料作物）＞　推奨						
・土壌分析を行い、適切な施肥を行っている。						・土壌分析を実施していない。 ・土壌分析結果を活用していない。 ・栽培している飼料作物の施肥基準を知らない。
・牧草等の特徴を把握し、草種構成を設定している。						・栽培する牧草の特徴を把握していない。
・堆肥施用による肥料成分投入量を計算し、全体の施肥体系を整えている。						・堆肥の肥料成分投入量を計算していない。
・必要に応じて牧草体の成分濃度を測定し、硝酸態窒素による家畜の中毒を防いでいる。						・牧草中の硝酸態窒素が高かったにもかかわらず、翌作の施肥設計に反映させなかった。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度						【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		
	自己	ニ者	コメント		改善期限	
45：『草地における適正な除草等』 ＜安全（飼料作物）＞ 重要						
・草地では、有毒植物の抜き取りや防除による除去に努めている。						・有害雑草の確認をしていない。 ・有害雑草を確認したのに、速やかに抜き取らなかった。
・除草剤を散布するときは、散布後の採草や放牧予定等を踏まえ、天候や風向き、雑草の生育時期に留意し、適正量を散布している。						・登録農薬を使用しなかった。 ・除草剤散布の際、使用方法を確認せずに使用した。 ・採草、放牧の予定を確認せずに薬剤散布を行った。
・牧草を販売・譲渡するときには、生産地等の情報を伝えている。						・生産地情報等の提供していない。
46：『飼料用米・飼料用稲における農薬使用』 ＜安全（飼料作物）＞ 重要						
・飼料用米について、出穂期以降の農薬の散布を控えるか、安全性の確認された農薬を使用している。						・農薬使用基準を遵守しなかった。
・上記の対応が取れなかったときは、籾摺りして玄米で家畜に給餌している。						・出穂期以降に農薬を散布したのに、飼料用米を給与する者に玄米で家畜に給餌するよう伝達しなかった。
・稲わら及び稲発酵粗飼料についても、残留性に問題のない農薬を用いる。						・「稲」に登録がない農薬を使用した。
47：『飼料の変質防止のための適切な調製』 ＜安全（飼料作物）＞ 重要						
・気象情報に注意しながら、ほ場で乾燥させている。						・適期収穫ができなかった。 ・収穫の際、天気予報を確認しなかった。 ・雨続きの予報であったにも関わらず、収穫を行った。 ・調製を適正に行わなかった。
・貯蔵時には、水分含量を15%以下に抑えている。						・貯蔵前の飼料の水分含量を確認しなかった。 ・飼料の乾燥状態が不十分(水分含量20%以上)であったが、貯蔵場所に収納した。 ・乾草牧草の保管場所が風通しが悪い場所である。
・ﾛｰﾙﾍﾞｰﾙﾗｯﾌﾟｻｲﾚｰｼﾞは材料水分含量が70%以下になってから成形作業を始め、成形後は速やかに密封作業を行っている。						・作業前に飼料の水分含量を確認しなかった。
・ラップサイレージの移動時にはラップフィルム等の破損に注意している。						・ラップの破れがあったが補修しなかった。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
48：『土壌くん蒸剤使用時における揮散の防止』 ＜環境・労働（野菜）＞ 重要						
・防毒マスク等の防護具を必ず着用している。						・防護マスク等の防護用品が揃っていない。 ・防護用品を着用せずに作業を行った。
・ハウス内での作業では、必ず出入口、天窓、側窓を開けて換気している。						・ハウスの一部しか開放していない。 ・雨の日にハウスを閉めて作業した。
・施用直後、速やかな被覆を徹底するとともに、施用後は密閉し、臭気のある間は施設内に入らないようにしている。						・処理後、速やかにシートの被覆を行わず、ガスが周囲に拡散してしまった。 ・処理後、換気をせずにハウス内に入った。
・くん蒸終了後に施設に入る時は、臭気の無くなったことを確認し、十分換気してから入っている。						・ガス抜きの際に、ハウスを開放状態にしていない。 ・処理後、臭気を確認せずにハウス内に入った。
・空容器は適切に処理している。						・空容器に薬剤が残っている。 ・空容器の処分をしていない。 ・残液がある容器をごみとして廃棄した。 ・空容器を焼却処分した。
49：『セイヨウオオマルハナバチの飼養許可取得』 ＜環境（野菜）＞ **必須**						
・セイヨウオオマルハナバチを飼養するための環境省の許可を取得している。						・許可証のコピー等の掲示をしていない。 ・許可証のありかがわからない。 ・利用から3年以内に更新手続きをしていない。
・飼養等の具体的な基準や取扱いの方法に従った飼養管理を実施している。						・販売会社が出している説明書を読んでいない。 ・飼養に係る記録をつけていない。 ・ハウスの開口部へネットを張っていない。 ・出入口の戸を二重にしていない。 ・給排水設備等を通じて、野外に逸出できる構造になっている。 ・巣箱の開口部が閉じられない構造になっている。
・特定外来生物ではないクロマルハナバチへの切り替えなども検討している。						・クロマルハナバチの情報収集をしていない。 ・販売会社等が出している説明書を読んでいない。
50：『汚染していない水の使用』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 重要						
・作業に使用する水の水源を把握している。						・井戸水等の状況を検査で確認したことがない。 ・水路やバルブが汚れている。
・飲用可能な水以外を使う場合は、汚染の監視と汚染の可能性のあるものの除去を速やかに行っている。						・未検査の井戸水や湧き水を使用している。
・養液栽培では、定期的な水質検査や資材の保守点検・清掃・消毒を行っている。						・水が汚れている、着色が強くなっている。 ・収穫終了後に資材の清掃・消毒を行っていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
51：『作業者の衛生管理と健康管理の徹底』 ＜安全・労働（野菜・果樹）＞ 重要						
・作業者は清潔な状態で作業ができるように手洗いを適切に行っている。						・手洗いのルールがない。 ・手洗いの後のタオルが共用となっている。 ・トイレで履物を履き替えない。 ・爪を長くしている、髪をまとめていない。 ・農作業時と同じ作業着で出荷調製作業を行っている。 ・出荷調製作業の場で飲食や喫煙をしている。
・作業管理者は、作業者の健康管理に努め、手に怪我をしている人を農産物に直接触らせないとともに、体調不良の作業者を作業につかせないなどの衛生管理にも十分に配慮している。						・作業者の体調や怪我等の状況を確認する仕組み・ルールができていない。 ・体調不良の作業員を農産物に直接触れる作業にあてている。
・訪問者にも衛生上のルールを守らせるなど、部外者にも適切に対応している。						・訪問者を自由に出入りさせている。
52：『トイレ設備や手洗い設備の確保』 ＜安全・労働（野菜・果樹）＞ 推奨						
・ほ場や各施設から通える場所に、トイレを確保し、トイレ以外での用足しはできるだけ行わないよう配慮している。						・近隣に使用可能なトイレがない。 ・コンビニなど公共トイレの場所を把握していない。
・手洗い設備については、トイレ設備に加えて、収穫した農産物を取扱う調製・出荷施設にも設置している。						・トイレに手洗いの手順が示されていない。 ・トイレに石鹸や消毒液、紙タオル等が揃っていない。 ・トイレ専用の履物が備え付けられていない。
・トイレ等は定期的に清掃している。						・清掃や備品管理を誰がどのように行うかを決めていない。 ・トイレの清掃記録がない。
53：『栽培・調製・出荷施設の衛生管理』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 重要						
・作業場は衛生的に作業が行える明るさを保つとともに乾燥状態を保っている。						・作業場が暗い。 ・作業台やすのこ等がない。 ・十分な換気がされていない。 ・温度、湿度の調整・管理ができない。
・施設及び容器・用具は定期的に清掃している。						・3ヶ月以上清掃していない。 ・清掃用具がない。 ・清掃用具はあるが、設置方法等に問題がある。
・施設内への有害生物の侵入・生息について点検を行い、痕跡を確認したときは対策を講じている。						・動物の侵入が可能な箇所を放置している。
・菌汚染の発生源や有害生物の誘引源とならないよう、廃棄物について、適切に管理・処分している。						・有機質肥料等の袋を直に地面に置いている。 ・農産物のくずの置き場が不衛生。 ・くず置場の清掃を定期的に行っていない。

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	自己	ニ者	コメント		改善期限	
54：『収穫等に使用する器具類の衛生的な管理』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 重要						
・ハサミやナイフ等は、使用後、速やかに洗浄し乾かしている。						・ハサミやナイフ等の切れ味が悪い、錆びている。 ・ハサミやナイフが土等で汚れている。
・可食部に直接ふれることのない農具も、使用後に汚れを取るなど、清潔に保っている。						・収穫用のハサミ、ナイフを地面に置くことがある。
・繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗っている。						・収穫カゴやコンテナを直前まで他の用途に用いていた。 ・使用するまで不衛生な状態で保管していた。
・コンテナや出荷用段ボール箱などは、地面に直接置かず、シートやパレット等を利用している。						・収穫カゴやコンテナにものを入れたまま放置することがある。 ・収穫カゴやコンテナを地面に直接置いている。
・収穫容器等は、できるだけ他の目的には使わないようにしている。						・決まった場所に保管していない。 ・器具を分けて保管していない。
55：『収穫・調製・選別時の汚染や異物混入防止』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 重要						
・野菜の乾拭きやブラッシングには、清潔な布やブラシを使っている。						・土や汚れを落とすブラシやタオルが汚れてもそのまま使っている。
・品目に応じて、野菜の傷んだ部分を取り除くとともに、野菜を傷つけないように注意しながら土や汚れを除去している。						・収穫物を直射日光に当たる場所に置いている。
・調製・選別時は、時計や指輪等をはずしている。						・作業者の爪が伸びている、髪がまとめられていない。
・調製・選別時は、清潔な服装とし、帽子やエプロンなどを着用している。						・作業中に飲食、喫煙をしている。 ・ほ場用の履物のまま調製・選別作業を行っている。
56：『安全で清潔な包装容器の使用と温度管理』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 重要						
・包装用フィルム(FG袋等)や出荷用段ボール等の包装容器は、農薬、肥料や有害生物等が付着しないように、保管している。						・出荷用資材と肥料・農薬の保管場所が同じである。 ・1年以上使用していない出荷用資材がある。 ・出荷用資材を土や埃が付着しやすい場所に置いてある。
・包装容器周辺では、農薬の保管や使用をしていない。						・出荷用資材と肥料・農薬の保管場所が同じである。 ・栽培ハウスの中等に資材を保管している。
・収穫物は、直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置いている。						・出荷調製後、直射日光のあたる場所に保管している。
・保管や運搬中は、品質が低下しないよう適切な温度管理に努めている。						・収穫後、すぐに冷蔵庫等に保管しない。 ・冷蔵庫の温度を確認していない。
・運搬車両は、定期的に清掃を行い清潔に保っている。						・堆肥や収穫残渣を運んだトラックをよく洗わずに収穫物の輸送に使用している

規範No:『規範項目』 ＜目的(作物区分)＞ 重要度						【△、×を判断するための例示】 以下の例に該当する場合は、 △や×(BAP)の可能性があります。
取組事項	点検結果（○△×の三段階で評価）			必要な改善策		
	自己	ニ者	コメント		改善期限	
57：『りんごのかび毒（パツリン）汚染の低減対策』 ＜安全（果樹：りんご）＞ 推奨						
・果実に土壌が付着しないように収穫・運搬をしている。						・収穫用ｺﾝﾃﾅを土の上に直接置いている。
・果実に傷が付かないよう丁寧に取扱っている。						・収穫や調製時に乱暴に扱っている。
・貯蔵中に菌を増殖させないように、できるだけ低い温度で果実を保管している。						・直射日光のあたる場所に保管している。
・搾汁前に果実を丁寧に洗浄し、腐敗果や腐敗部分を確実に除去している。						・ジュースにするりんごについて腐敗の有無を確認していない。
58：『衛生管理内容の周知と記録の保管』 ＜安全（野菜・果樹）＞ 推奨						
・作業における衛生管理内容を文書化するとともに、作業場内への掲示や打合せにおいて説明するなど、作業員全てが理解するようにしている。						・手洗い等のルール(表示)がない。 ・作業場における飲食や喫煙禁止等のルール(表示)がない。
・施設・敷地・機器等の洗浄・消毒した場合については、いつ行ったかなどの記録を残している。						・施設等の洗浄・清掃の記録がない。

☆BAP改善のポイント

普及指導員や営農指導員等は、確実なＢＡＰの改善を行うため、二者点検の結果に基づき、特に改善が必要な事項３点について「とやまＧＡＰ不適合事項指示書」としてとりまとめたものを点検農場に提示し、点検農場から改善計画書を提出してもらうよう努めてください。

なお、不適合事項指示項目を選定する際は、以下を参考に指示項目を絞ることにより、ＧＡＰ取組効果が実感しやすくなります。

ア　安全性や品質管理上の重大な欠点を優先すること
イ　被点検者の弱点を修正し、クレームの減少に効果があること
ウ　過剰な経済的負担を必要としないこと
エ　比較的短期間に効果が確認できること
オ　通常業務に過剰な負荷をかけないこと
カ　一度に多数の改善要請を要求せず、3点程度にとどめること